

# 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和3年11月25日

民生福祉常任委員会終了後

場所 第1委員会室

## 1 議案第80号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第13回)について

### 審査番号① 人事課、市民部

#### (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 人件費全般 人事課
- 2-1-16、2-1-21 市民活動推進課（歳入 21-4-3）
- 4-1-3 環境課

#### (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

### 審査番号② 福祉部

#### (1) 歳入に係る説明

- 21-4-4 子育て支援課、国保年金課

#### (2) 歳入に係る質疑

#### (3) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 3-1-1、3-1-3 高齢福祉課（歳入 13-2-1、15-2-2）
- 3-1-1、3-1-4 国保年金課（歳入 15-1-1、16-1-1）
- 3-1-2 障害福祉課（歳入 15-1-1、16-1-1）
- 3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-2-4、3-2-6、4-1-1 子育て支援課  
（歳入 13-2-1、14-1-2、15-1-1、15-2-2、16-1-1、16-2-2、18-1-3、22-1-2）
- 4-1-1、4-1-7 健康増進課（歳入 18-1-2）

#### (4) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※2 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

議案第80号参考資料 一般会計補正予算（人件費関係）説明資料

(単位：人数)

1 議会費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	0	0	0
2 給料	27,041	26,901	▲ 140
3 職員手当等	15,648	14,461	▲ 1,187
4 共済費	8,965	8,706	▲ 259
8 旅費	0	0	0
19 職員福祉費	36	36	0
計	51,690	50,104	▲ 1,586

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	6	0	0	1	0
現在	0	6	0	0	1	0
増減	0	0	0	0	0	0

2 総務費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	3,496	8,615	5,119
2 給料	734,193	713,419	▲ 20,774
3 職員手当等	564,358	634,393	70,035
4 共済費	241,836	239,775	▲ 2,061
8 旅費	133	566	433
19 職員福祉費	1,032	1,021	▲ 11
計	1,545,048	1,597,789	52,741

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	2	161	6	1	47	6
現在	2	162	8	0	42	3
増減	0	▲ 1	▲ 2	1	5	3

3 民生費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	44,137	47,664	3,527
2 給料	384,449	367,136	▲ 17,313
3 職員手当等	203,560	196,303	▲ 7,257
4 共済費	125,100	118,314	▲ 6,786
8 旅費	2,297	2,330	33
19 職員福祉費	672	673	1
計	760,215	732,420	▲ 27,795

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	78	3	33	20	43
現在	0	78	4	32	18	45
増減	0	0	▲ 1	1	2	▲ 2

4 衛生費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	428	270	▲ 158
2 給料	320,713	310,209	▲ 10,504
3 職員手当等	166,626	165,014	▲ 1,612
4 共済費	98,015	97,441	▲ 574
8 旅費	33	47	14
19 職員福祉費	402	393	▲ 9
計	586,217	573,374	▲ 12,843

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	59	3	3	35	1
現在	0	61	4	2	34	1
増減	0	▲ 2	▲ 1	1	1	0

5 労働費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	0	0	0
2 給料	4,321	4,321	0
3 職員手当等	3,071	2,936	▲ 135
4 共済費	1,627	1,663	36
8 旅費	0	0	0
19 職員福祉費	6	6	0
計	9,025	8,926	▲ 99

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	1	0	0	0	0
現在	0	1	0	0	0	0
増減	0	0	0	0	0	0

6 農林水産業費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	0	0	0
2 給料	59,983	61,097	1,114
3 職員手当等	33,823	36,539	2,716
4 共済費	20,006	20,441	435
8 旅費	0	0	0
19 職員福祉費	84	84	0
計	113,896	118,161	4,265

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	13	1	0	5	0
現在	0	12	2	0	5	0
増減	0	1	▲ 1	0	0	0

7 商工費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	0	0	0
2 給料	17,915	15,098	▲ 2,817
3 職員手当等	12,862	10,654	▲ 2,208
4 共済費	5,892	4,855	▲ 1,037
8 旅費	0	0	0
19 職員福祉費	24	18	▲ 6
計	36,693	30,625	▲ 6,068

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	3	0	0	2	0
現在	0	4	0	0	2	0
増減	0	▲ 1	0	0	0	0

8 土木費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	0	0	0
2 給料	137,188	143,099	5,911
3 職員手当等	74,210	79,324	5,114
4 共済費	44,654	48,073	3,419
8 旅費	0	0	0
19 職員福祉費	222	228	6
計	256,274	270,724	14,450

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	0	34	1	3	4	0
現在	0	34	1	2	4	0
増減	0	0	0	1	0	0

9 消防費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
3 職員手当等	600	600	0
計	600	600	0

10 教育費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	66,901	61,299	▲ 5,602
2 給料	423,663	420,843	▲ 2,820
3 職員手当等	221,405	222,867	1,462
4 共済費	133,827	136,940	3,113
8 旅費	2,785	1,890	▲ 895
19 職員福祉費	552	546	▲ 6
計	849,133	844,385	▲ 4,748

11 災害復旧費	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
3 職員手当等	208	208	0
計	208	208	0

総計	補正		
	補正前の額	補正後の額	補正額
1 報酬	114,962	117,848	2,886
2 給料	2,109,466	2,062,123	▲ 47,343
3 職員手当等	1,296,371	1,363,299	66,928
4 共済費	679,922	676,208	▲ 3,714
8 旅費	5,248	4,833	▲ 415
19 職員福祉費	3,030	3,005	▲ 25
計	4,208,999	4,227,316	18,317

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	1	65	7	15	49	45
現在	1	66	7	15	49	45
増減	0	▲ 1	0	0	0	0

	特別職	一般職	再任用	任期付	フル会計年度	パート会計年度
補正	3	420	21	55	163	95
現在	3	424	26	51	155	94
増減	0	▲ 4	▲ 5	4	8	1

（補正内容）

令和4年4月から公民館を「地域交流センター」に移行することに伴い、公民館及び福祉会館の看板、案内板等を変更するための改修費用を補正するもの。主な変更内容、費用等は以下のとおり。

施設名	変更箇所	主な変更内容	費用
本山公民館	正面玄関看板ほか	既存の箱文字を撤去し、新たに「本山地域交流センター」の箱文字を取り付ける。	344,000
赤崎公民館	正面玄関看板、銘板ほか	既存の箱文字を撤去し、新たに「赤崎地域交流センター」の箱文字を取り付ける。	304,000
須恵公民館	正面玄関看板ほか	公民館及び福祉会館の既存の箱文字を撤去し、新たに「須恵地域交流センター」の箱文字を取り付ける。	438,000
小野田公民館	正面玄関銘板	既存の銘板の上から新たに「小野田地域交流センター」の銘板をかぶせる。	72,000
高泊公民館	正面玄関看板ほか	既存の箱文字を撤去し、新たに「高泊地域交流センター」の箱文字を取り付ける。	197,000
高千帆公民館	正面玄関看板ほか	既存の木製看板を「高千帆地域交流センター」の看板に改修する。	164,000
高千帆福祉会館	正面玄関看板ほか	既存の箱文字を撤去し、新たに「高千帆地域交流センター分館」の箱文字を取り付ける。	384,000
有帆公民館	正面玄関看板ほか	公民館及び福祉会館の既存の文字を撤去し、新たに「有帆地域交流センター」の文字を取り付ける。	428,000
厚狭公民館	正面玄関看板、県道標識、施設内案内板ほか	①施設入口の箱文字を撤去し、新たに「厚狭地域交流センター」の箱文字を取り付ける。 ②県道標識に高輝度反射シートで製作したシート文字を張り付ける。	606,000
出合公民館	正面玄関看板ほか	既存の箱文字を撤去し、新たに「出合地域交流センター」の箱文字を取り付ける。	324,000
厚陽公民館	正面玄関銘板ほか	既存の銘板の上から新たに「厚陽地域交流センター」の銘板をかぶせる。	192,000
埴生公民館	正面玄関看板、国道から見える標識看板ほか	①施設入口の箱文字を撤去し、新たに「埴生地域交流センター」の箱文字を取り付ける。 ②標識看板に高輝度反射シートで製作したシート文字を張り付ける。	608,000
諸経費			439,000
消費税			450,000
合 計			<b>4,950,000</b>

公民館・福祉会館 主要看板写真



本山公民館正面玄関



赤崎公民館正面玄関



須恵公民館正面玄関



須恵福祉会館正面玄関



小野田公民館正面玄関



高泊公民館・福祉会館正面玄関



高千帆公民館正面玄関



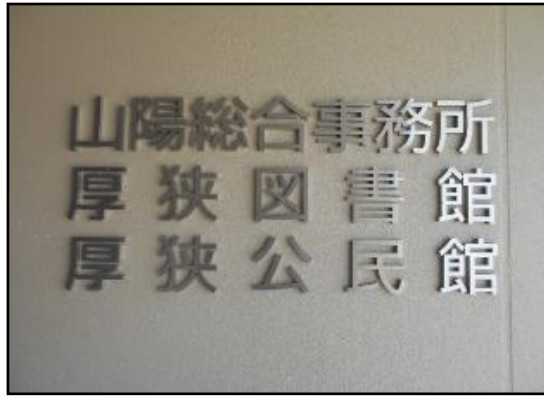
高千帆福祉会館正面玄関



有帆公民館正面玄関



有帆福祉会館正面玄関



厚狭公民館正面玄関



厚狭公民館県道標識



出合公民館正面玄関



厚陽公民館正面玄関



埴生公民館正面玄関



埴生公民館国道から見える標識看板



# 令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

## 1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

## 2 現況届の提出が不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面（2）アをご確認ください。

※自治体によっては、今まで通り提出が必要です。

### ○上記変更事項の詳細について

#### (1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。  
必ずご確認ください！

## (2) 現況届の省略について

ア 山陽小野田市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が山陽小野田市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、山陽小野田市から提出の案内があった方

**イ 以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。**

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

**公務員の方へ！！**

**公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。**

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

**※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

お問い合わせは

山陽小野田市役所 子育て支援課  
電話：0836-82-1175